

議案第 6 号

橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例(平成18年橋本市条例第71号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、<u>地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規定により、半島振興法(昭和60年法律第63号。以下「法」という。)</u>第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域の区域内である本市において、製造の事業をして、<u>製造の事業又は旅館業(下宿営業を除く。)</u>の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る機械及び装置又はその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に課する固定資産税の不均一課税をすることを定めるものとする。</p> <p>(特別措置) 第2条 <u>租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下「政令」という。)</u>第6条の3第12項及び第28条の9第13項に基づき市長が策定する産業投資促進計画の計画期間内に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号に規定の適用を受ける設備(法第17条に掲げる事業の用に供するものに限る。)であつて、<u>取得価額の合計額が500万円(政令第28条の9第12項に規定する資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人にあつては1,000万円とし、資本金の額等が5,000万円超である法人にあつては2,000万円とする。)</u>以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、<u>当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(昭和61年6月27日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日(翌日から起算して1年以内)に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)</u>に対して課する固定</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、<u>地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規定により、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域の区域内である本市において、製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る機械及び装置又はその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対して本市が課する固定資産税の不均一課税をすることを定めるものとする。</u></p> <p>(特別措置) 第2条 <u>半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に定める期間内に新設され、又は増設された特別償却設備(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号若しくは第2号又は第45条第1項の表の第1号若しくは第2号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が2,700万円を超えるものをいう。)</u>である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(昭和61年6月27日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内)に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、<u>当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなつた年度以降3箇年度分(平成18年橋本市条例第70号)第62条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>

資産税の税率は、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなつた年度以降3箇年度分限り、橋本市条例(平成18年橋本市条例第70号)第62条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1)～(3) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例第1条及び第2条の規定は、平成25年4月1日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。